

南北朝期に於ける妙顯寺の動向について

糸　久　宝　賢

はじめに

京都妙顯寺は永仁二年（一二九四）日像の入洛から建武中興にかけての間、京都商工人を外護者に持つなど、その基盤を固定させていった。その後、鎌倉幕府が崩壊し、建武中興が成ると後醍醐天皇より勅願寺の綸旨を受けた。しかし建武中興は二年足らずで失敗し五〇年余に亘る南北朝の対立が始まった。この動乱の渦中ともいえ京都にあって、妙顯寺はどのような動向を示したのであるうか。

從来、妙顯寺の檀越は京都商工人がその中心とされるが、南北朝の初期、大覺が山陽方面へ布教活動を行ったことが伝えられている。又、妙顯寺に残された院宣、綸旨、御教書等は公武との接触を物語っている。そこでこの小論では建武から応永の初めに至る妙顯寺の動向を、

(一) 山陽方面の信徒と妙顯寺
〔公武との接觸と三祖菩薩号の二点を手掛りとして考察してみたい。〕

※妙顯寺に残された文書類は『日蓮宗宗学全書』第十九巻所収の『龍華秘書』に依り、以下『龍秘』と略記する。

(一) 山陽方面の信徒と妙顯寺

(1) 大覺の布教

一般に「備前法華と安芸門徒」と言われるが、この備前法華をはじめとする山陽方面の法華宗は大覺の布教をその端緒とする(1)。

大覺の布教活動についてはあまり明確な記録が残されていないが、建武から康永にかけてのものとされる、日像から大覺にあてた書状がある。(『龍秘』所収。以下

文中では『書状』と記す。これを中心に探つてみよう。

大覚は日像の後を繼承して妙顯寺の寺主となつたが、日像晩年の元弘の末頃から康永にかけて山陽方面へ布教したと伝えられる。その内、暦応年間に多く活躍の跡が残されているという(2)。大覚布教に関しては備中野山の伊達氏と、備前松田氏の入信が伝えられるのでこれを中心に探つてみることにする。先ず野山伊達氏について

は次のような『書状』がある。

○自三野山御灯料、且壱貫文(3)

○自レ何もく野山女房他界事、乍レ存ニ老少不定ニ無ニ

哀申斗ニ歎入てこそ候ヘ(4)

○又野山よりの便宜に用途ニ結給ハリ候ぬ(5)

これは暦応年中に系るものである。伊達氏が日蓮宗に帰依したことについては明確な史料が欠けるが、所伝によれば次のような経緯があるという。北条家に仕えた武士

伊達朝義は日蓮聖人の竜口法難に立合つて、その実情を見て入信し、文永十一年(一二七四)備中野山(現在の岡山県上房郡賀陽町)に新領地を受け、弘安年中に移つて來たとされる。そして妙本寺を建立し、これをきつかけとして大覚が布教をしたという。大覚下向の時は朝義の孫、朝直の代であった(6)。野山伊達氏が日蓮聖人に帰

依したか否かは別としても、先の『書状』に見る通り、少くとも暦応年間には伊達氏の入信が認められ、大覚を中継として、妙顯寺との交渉が察せられるのである。更に大覚発信の書簡に「委細自三野山殿ニ可レ被レ仰候」(7)とあり、大覚が備中を去つて妙顯寺寺主となつた後も関係が続いたことを示している。

次に松田氏との関連であるが、松田氏については『太平記』卷十四「諸国の朝敵蜂起の事」に「当國ノ守護松田十郎盛朝」(8)と見え、同卷三十八「諸国官方蜂起の事付越中軍事」に「一勢ハ備前ノ仁万堀ニ陣ヲ取テ敵ヲ待ツニ、其國ノ守護ノ勢、松田、河村、福林寺、浦上七郎兵衛行景等」(9)とも見られる。この備前の松田氏は南北朝の頃は北朝方で勢力盛んであつたと伝えられる。『書状』では一ヶ所

○松田上洛之時用途ニ結、たしかに給はり候ぬ(10)

とあるのみであるが、後に金川の妙國寺が松田氏に多大な外護を受けるに至つたことを考えあわせると、松田氏との関連も見のがすことはできないであろう。大覚に帰依したのは『太平記』に記される松田氏の一族のうちの者であると思われるが、『岡山県史』(岡山県編)では『道林寺縁起』を依拠として次のように述べている。大

覚が備前津島で法陣を張った折、附近の真言宗福輪寺良遊と問答してこれを論破し、一山の宗徒は大覺に帰依した。これを聞いた松田元喬（備前富山城主）は大覺を城中に招き、真言僧と宗論をさせた所、又しても論破され、ついに改宗したという（11）。

さて、この福輪寺に関しては大覺のものとされる次の書簡がある。これは系年がないものであるが、少くとも大覺に依つて福輪寺が改宗されていたことを知ることができる。即ち、

福輪寺御堂上葺事、日実被題申候、面々少仏事御志人々者、あいたかいに勧進候て助成合力候へく候（中略）

月

十一二月十八日

大覺（化押）

西国御門徒中（12）

といふものである。これは福輪寺の屋根の上葺に際し信徒の助力を勧めているものであり、大覺の山陽布教から入寂に至る間（元弘の末頃から貞治の初年頃までの間）には既に改宗していたことが知られよう。更にここで注目したい点は、先の書簡が「西国御門徒中」と宛名されていることである。建武四年（一二三七）に系る『書状』では、「御下の法華宗の名字皆注て可給候」（13）とある点

を考え合わせると、建武四年の時点では既に法華信徒のグループが存在しており、大覺存命中には一寺を支える経済的要素を持った集団が形成されていたことを物語っているのではないか。これは妙顯寺の檀越層が大覺の布教に依つて都市部ばかりではなく、農村部へも広がつたことを示すものであろう。

以上大覺の布教について略述したが、次にこれら山陽の法華宗と妙顯寺とが具体的にどのように結びついたかを検討してみることにする。

（四）妙顯寺と山陽方面の信徒

現存する『書状』では、建武元年（一二三四）正月一日附のものを初見とし、最後のものは、康永元年（一一四二）十月二十六日附のものである（14）。このうち特に目に付くのは、大覺を経由して妙顯寺に山陽方面から錢が送られていることである。ここではこれを中心に探つてみたい。錢が送られた回数は、建武元年から暦応二年にいたる五年間に十五回を数える。これを略記すると次の如くである。

- ①一結 建武元年（一二三四）一月十一日
- ②一結 建武二年（一二三五）五月八日
- ③一結 暦応元年（一二三一八）一月十九日

④一結 暦応元年（一三三八）七月二日

⑤一結 暦応元年（一三三八）七月十日

⑥一貫文 暦応元年（一三三八）七月五日

⑦四貫文 暦応元年（一三三八）十月十六日

⑧一貫文 暦応元年（一三三八）十月十六日

⑨五貫文 暦応元年（一三三八）十月十六日

⑩三貫文 暦応元年（一三三八）十一月二十一日

⑪二貫五百七十文 暦応元年（一三三八）十一月二十日

二日

⑫一貫二百文 暦応元年（一三三八）十一月二十一日

⑬一結 暦応二年（一三三九）三月十一日

⑭一結 暦応二年（一三三九）三月十一日

⑮三貫文 暦応二年（一三三九）十一月二十七日

（『龍華秘書』所収の『書状』に依つて作成一通の『書状』の中に複数の請取を記す場合もあり、必ずしも『書状』の数や、年月日と一致しない。この他に十月十六日附の『書状』によれば、一貫文ととどいている。⑩は特殊なので一応く。）

これを分類すると次のようになる。

差出人別では

○松田氏→⑬

「松田上洛之時用途一結、たしか給ハリ候ぬ」（15）
○野山伊達氏→⑧・⑯

「自野山御灯料、且老貫文」（16）

「又野山よりの便宜に用途一結給ハリ候ぬ」（17）

○河持彦四郎→⑥・⑨・⑪

「麦代一貫文彦四郎殿在京にて候ヘバ直ニ申候、是可レ

遣候也」（18）

「自河持彦四郎殿方」よりも御寄進田畠夏畠分、且五

貫文、助阿闍梨便宜之時請取候ぬ」（19）

「又、彦四郎殿恒例御靈供米代、用途武貫五百七十文

慥给了、又恒例灯油料一貫二百文慥给了」（20）

又、錢の名目では、單に「用途」と記されるもの、「御

灯料」「麦代」「夏畠分」「恒例御靈供米代」「灯油料」

「などとされている。松田氏からのものをはじめとする

「用途」とのみ記されるもの（①②③⑤⑦）は一応置く

として、名目の判明するものについて考えてみると、野山よりの御灯料は『書状』の次下に『残之処をもさいそくハ悦入候』とあり、これは妙顯寺が喜捨ではなく当然受領できる性格のものと思われる。河持彦四郎より送られたものの内、「夏畠分」とされるものは、明らかに寄進された田畠の年貢である（21）。又「恒例御靈供米代」

「恒例灯油料」については、定期的に送られるものであろう。さて、この「恒例御靈供米代」という名目に関して次のような寄進状がある。

堀河殿畠作毛、自今年被付御影堂料所候御菩提事、可レ被致懲懲沙汰之由、入道内大郎殿可レ申候也 恐々謹言

観応元年四月十一日 散位□□花押

謹上 妙顯寺長老 (23)

これはどこの場所を「御影堂料所」とされたかは不明であるが、その年貢を妙顯寺御影堂の経費として寄進するというものであろう。「御靈供米代」が定期的に送られるものである点を考えるとこれと同種のものではあるまいか。「恒例灯油料」「麦代」というものもこれに準ずると思われる。これら銭の受領を整理すると次の事が言えよう。先ず、差出人では松田氏、野山伊達氏、河持彦四郎と分けられる。そして名目が記されるものは、年貢かそれに準ずるものであろう。(名目が記されないものの中には入信による喜捨も含まれると予想される。) (23) ただし河持彦四郎から送られた年貢が、どこの場所からのものかは、尚一考の余地がある (24)。

以上、妙顯寺と山陽方面の法華信徒について略述した。

これについては次のことが言えるであろう。大覺の布教によって、備前松田氏、野山伊達氏などがその信徒となりこれをはじめとして信徒のグループが形成され、又年貢を送るという経済的交渉があつたことである (25)。

さて、大覺が山陽方面に布教をはじめた元弘の末頃から建武にかけては鎌倉幕府の打倒の動きが顕著となり建武の中興が成った。次に視座を転じて妙顯寺と公武との接触ということを考察してみよう。

(2) 公武との接触と三祖菩薩号

妙顯寺は、大覺妙実の時、勅命を受けて、延文三年(一三五八)祈雨を行い、これによつて三祖に菩薩号を贈られた。建武元年(一三三四)妙顯寺は後醍醐天皇より勅願寺の綸旨を受け、南北朝期に入ると北朝より祈願所足利將軍家よりも祈願所とされている。建武元年(一三三四)から応永六年(一三九九)妙顯寺歴代では日像から通源に至る間に妙顯寺が受けた院宣、綸旨、御教書は四十通にのぼる (26)。これを見ると北朝、足利將軍の祈願寺としての妙顯寺の姿が浮上する。ここでは、先ず勅願寺、將軍家祈願所について概観し、次で三祖菩薩号について述べることにする。

(1) 勅願寺と祈願所

まず勅願寺の持つ性格として、笠原一男氏は、『真宗

教団展開史』の中で次のように述べている。勅願寺の義務は国家の奉平を祈ることであり、宗派の区別はなく、

次の二種

。勅願寺とする為に建立されたもの

。建立後勅願寺となつたもの

と大別している(27)。妙願寺は後醍醐天皇から勅願寺綸旨を受けた時は、既に建立されていたのであるから後者に属するものである。又、勅願寺は何々天皇の勅願寺といふことが定まっており、代々の天皇によつて安堵される

という。妙願寺についてこれを見ると次の如くである。永和四年(一一七八)一月二十五日の後円融天皇の綸旨に当寺為代々勅願寺一專ニ一宗之勤行宜レ奉レ祈ニ四海安全一者、天氣執達如レ件(28)

とある。「代々ノ勅願寺」とあるから、後醍醐天皇以後、後円融天皇までの歴代天皇(光明、崇光、後光嚴)が安堵したのであらうか。これを見るに次の如くである。妙願寺は先ず光嚴上皇より

妙願寺為御祈禱所殊令レ凝ニ丹誠於無ニ可レ奉レ祈ニ宝祚於億兆一者、院宣如レ此悉レ之以状

建武四年四月四日

日像上人御房(29)

一条 右少弁
吉田 左少弁

という院宣を受けたのをはじめとして、貞治五年(一一六六)後光嚴天皇(30)、永和四年(一一七八)に先述の後円融天皇、更に後応永六年(一一九九)後小松天皇より綸旨を受けている(31)。これを考へると、光嚴上皇の

時は、光明、崇光二天皇が在位しているが、上皇の院宣として出されており、新たに北朝の祈禱所にされたと思われる。これは日像寺主の時である。大覺の時は現存する史料に見る限り三千万部の法華経詠誦をはじめとする祈禱を要請している種類のものだけである。しかし朗源に寺主が代ると後光嚴天皇は安堵の綸旨を下し、通源の代には、後円融天皇、後小松天皇より安堵されていることがうかがわれる。これらのことから次の事が言えるのではないか。妙願寺にあっては

天皇が代つた場合

寺主が代つた場合

に安堵されているのである。この時期妙願寺は北朝天皇の勅願寺として認められていたことが知られる(32)。次に武家の祈禱所について述べよう。前出の『真宗教

『團展開史』の中で笠原氏は次のように記している。「勅願所と、武家の祈願寺の性格の相違に於いては、前者に於いては精神的な優越が、その経済的特典よりも強く、後者に於いては、精神的な優越面に於ては、勅願寺に劣る。とは云へ、經濟的面から云へば、前者にまさるものがある。また、武家はその有する権力に依り、若し武家の祈願所に對して違乱ありし場合は、断固として之れを禁止しうる實行力を有するのである」⁽³³⁾。言うまでもなく、この時代にあっては武家が行動面に於ける中心的存在である。これら武家の一方の棟梁とも言える足利將軍家の祈願寺であることの実効は多大であると察せられる。

建武二年（一三三五）足利尊氏は、中興政府に反旗を挙げ、翌三年一月に九州に走るが六月再度入京した⁽³⁴⁾。この建武三年六月に尊氏は妙願寺を祈禱所としている。この年尊氏は光明天皇を擁立するなどして、後醍醐天皇方に對向する。妙願寺がこの年に足利氏の祈禱所とされた意味は大きい。即ち六月に一回、八月に三回祈禱の要請が出され、妙願寺はこれに答えて卷数を進上している⁽³⁵⁾。足利義詮のものは貞和六年（一三五〇）をはじめとして十二通現存する⁽³⁶⁾。尊氏、義詮の御教書の中で甲乙人、武士の乱入を停止するものがあるが、これは

動乱さめやらぬ洛中にあって有力な外護といえ⁽³⁷⁾。洛中の權力が南北に度々入替るこの時期、尊氏が反旗を挙げると同時にその姿勢を北朝側に向けたことは、妙願寺の政治的配慮というものを思わせる。大覚から朗源に寺主が代った時も義詮は「先例に任せて」と將軍家祈禱所たることを安堵している。この点から足利氏へ対する妙願寺の貢献が察られよう⁽³⁸⁾。更に北朝天皇が足利尊氏、義詮等によって擁立されたことを考えれば、勅願寺として認められていたことも故なきことではなかろう。

以上妙願寺と公武との接觸を概観したが、これらを踏まえて次に三祖菩薩号をめぐる問題に触れてみよう。

（四）三祖菩薩号について

前述の如く妙願寺は祈禱という媒体によつて公武と接觸したが、その中で一つの峰となるのが三祖菩薩号であろう。これについては大覺が朗源にあてた書簡の中で祈雨の効驗によつて下されたとしている⁽³⁹⁾。この時に大覺は大僧正となつた。ところがこの祈雨の行われた年、あるいは贈官について二、三異説があるのでこれを検討してみたい。

先ず年号について『龍華秘書』の編者日富は延文三年（一三五八）のこととしているが⁽⁴⁰⁾文和元年（一三五

二) という説がある。それは蓮華日題の『中正論』である。これは真陽の『禁断日蓮義』に対する批判書である。その二十巻に

吾祖ノ菩薩号ハ人王九十九代後光嚴院ノ御宇ニ大覺僧正祈雨ノ効驗ニ依テ文和元年壬辰六月二十五日ニ大菩薩号ヲ賜ルナリ(41)。

としている。しかし『公卿補任』によれば(42)、文和元年六月は後光嚴天皇は即位していない。又、「大覺僧正」にあるが、文和四年(一三五五)の時点できえ大覺は僧都であつてこの記述はあたらない。おそらく何らかの形で誤伝されたものであろう。

次に祈雨、贈官の事実は無いとする説に『備中誌』がある。これはその理由として、

- (A) 元亨一、三年の両年に大旱があつたからこれが、と思えるが、日像は存命、大覺は十六、七才であり、存命中の者に贈菩薩号は困難であろう。
(B) 康安二年にも大旱があつたが、この時は南朝軍が京都を攻め、北朝方は近江に敗走して、その沙汰を下すどころではなかつた(44)。

という点をあげている。(A)の元亨一、三年ではないという点は肯首できるが、(B)については次のような問題がある。

第一には、大旱の年だけから祈雨・贈官の有無を推定している点。第二には、京都に不在であるから祈雨の要請はできないという点である。第一点については、前述の如き妙顯寺の状況(勅願寺、將軍家祈禱所)では祈禱は日常のことと、臨時に行なうものではない。従つて大旱の年だけを目安にすることは妥当とは言い難い。第二点については、康安二年、即ち貞治元年(一三六二)の二月には北朝勢は京都に復権しており(45)、よしんば近江にあったとしても、康安二年に法華經の転読が要請されているのである(46)。又、文和三年も近江より足利義詮から祈禱の要請が出されている点からも(47)、これは誤りであろう。三祖菩薩号は『日蓮教団全史』に考証する如く、延文三年の祈雨によって下されたとするのが妥当である(48)。

さて妙顯寺は延文二年八月二十五日、後光嚴天皇より三千万部の法華經読誦を要請された。これは、足利義詮も一見を加え九月十三日に御教書が発せられている。この祈禱は翌年三月に終了し、將軍を経由して七月九日に天皇に卷数が献上された(49)。三千万部という多数の転読がどのように行われたかは推測できないが、この功に依り妙顯寺は「四海唱導」という称号を受けたのであ

る。『日蓮教団全史』ではこの三千万部と祈雨の効験が三祖贈官のきっかけであるとしている。

これらの点から、三祖菩薩号の背景を考えてみると、妙顕寺は北朝政権へその存在を示し祈禱ということで接触をもち、その実蹟の上で、菩薩号を贈られたということが言えるであろう。

むすび

京都の法華宗は、庶民を指向したということが言われる。確かに日像の檀越であった柳酒屋、大工の志などと

△別表1△ 建武元年から応永六年に至る間に妙顕寺が受けた院宣綸旨御教書等

	差出人	年号	西暦	月日	内容	妙顕寺寺主	『竜秘』頁
1	後醍醐院	建武元年	一二三四	四月十四日	勅願寺と為す	日 像	一三五
2	足利尊氏	建武三年	一三三六	六月廿六日	將軍家祈禱所	日 像	一五六
3	足利尊氏	建武三年	一三三六	八月四日	祈禱を賞し新たに請	日 像	一五六
4	足利尊氏	建武三年	一三三六	八月廿日	祈禱を賞す	日 像	一五六
5	足利尊氏	建武三年	一三三六	八月廿日	甲乙人等の乱入停止	日 像	一五六
6	足利尊氏	建武三年	一三三六	八月廿三日	祈禱を請う	日 像	一五七

いう人の存在は否定できない。特に応仁の乱後の町衆に支持され、法華一揆などに見られる力を有したことは周知の如くである。しかし南北朝期の京都はいまだ権門勢家の支配を基軸とする都市であった。商工人の外護とあわせて政治権力との関連は大きいと言わねばならない。又、大覚の布教による農村部への教線拡張は、妙顕寺の外護者層が複合的であったことを示唆している。永和四年妙顕寺は後継の問題から妙覺寺を分立した。これに前後する時期他門流も京都に進出し、その相互関係によって新たな展開が示されるが、これは今後の課題としたい。

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	足利尊氏	建武三年	一三三六	九月六日	祈禱を賞す	日	像	一五七	
足利義詮	足利義詮	足利義詮	沙	沙	沙	足利義詮	足利義詮	散位	足利義詮	足利直義	光嚴上皇	光嚴上皇	光嚴上皇	光嚴上皇	足利尊氏	建武三年	一三三六	九月六日	祈禱を賞す	日	像	一五七	
文和四年	文和四年	文和三年	弥	弥	弥	足利義詮	足利義詮	觀心元年	足利義詮	足利義詮	貞和六年	一三五〇	二月廿一日	觀世音經五千卷の転説	大	覺	一五七	七	日	像	一三六	一三六	
一三五五	一三五五	一三五四	文和三年	一三五四	六月廿七口	足利義詮	足利義詮	觀心三年	足利義詮	足利義詮	一三五一	九月廿一日	甲乙人等の乱入停止	大	覺	一五八	八	日	像	一三六	一三六		
八月廿九日	寺領の沙汰	寺領の沙汰	江州下向の間の祈禱を請う																				
大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	一五六	九	九	九	九	九	
覺	覺	覺	覺	覺	覺	一五八	九	九	九	九	九	九											
一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	九	九	九	九	九	九

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	
後小松院	左衛門佐	後円融院	後光嚴院	足利義詮	後光嚴院	足利義詮	後光嚴院	沙	沙	足利義詮	後光嚴院	沙	足利義詮	延文二年	足利義詮
嘉慶元年	至徳二年	永和四年	貞治五年	一三六六	康安二年	延文三年	延文三年	弥	延文三年	延文二年	延文二年	延文二年	延文二年	延文二年	延文二年
一三八七	一三八五	十月十一日	二月廿五日	二月晦日	八月十四日	十一月廿四日	十二月廿四日	沙	三五八						
八月十五日	寺地の安堵	祈禱を請う	勅願寺安堵	勅願寺安堵	法華經百部転誦	祈禱所安堵	勅願寺安堵								
通源	通源	通源	通源	朗	朗	朗	朗	源	一六〇	大	大	大	大	大	大
一三九	一六八			一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三七〇八						

37	足利義満	明徳四年	一三九三	七月八日	寺地の沙汰	通	源	一六一
38	足利義満	応永二年	一三九五	四月十六日	祈禱を請う	通	源	一六一
39	足利義満	応永五年	一三九八	十二月二日	寺領の沙汰	通	源	一六一
40	後小松院	応永六年	一三九九	十二月七日	勅願寺の安堵	通	源	一三九

※この四十通の他に妙顯寺に下されたものとして次の二点が確認されるが、系年不明の為表には記載しなかつた。

(イ)足利義詮・三月廿六日・中納言僧都御房(『竜秘』一六〇、一頁)

(ロ)後光嚴院(案)・十二月二十三日・妙顯寺長老僧正御房(『宗全』二十卷二三三一頁)

註

〔1〕『日蓮教團全史』一三七頁

〔2〕『日蓮教團全史』一三七頁

〔3〕『竜秘』三五頁

〔4〕『竜秘』三六頁

〔5〕『竜秘』三七頁

〔6〕『日蓮教團全史』一三六頁、『大和村誌』七七頁等を参照

〔7〕『竜秘』五八頁

〔8〕『日本古典文学大系』三五卷七〇頁

〔9〕『日本古典文学大系』三六卷四〇〇頁

〔10〕『竜秘』三七頁

〔11〕同書一二九頁

〔12〕『岡山県古文書集』第三卷三一五頁

〔13〕『竜秘』三三頁

〔14〕係年の判明するものでは十五通(内置文一通)現存する。『竜秘』三〇頁~四二頁

〔15〕註〔10〕を参照

〔16〕註〔3〕を参照

〔17〕註〔5〕を参照

〔18〕『竜秘』三三頁

〔19〕『竜秘』三六頁

〔20〕『竜秘』三六頁

〔21〕次下に「其残年貢をも催促候て」とある。

〔22〕『竜秘』一四四頁

(23) 例えば註(4)の『書状』では野山の女房の他界を日像は歎いている。これによつても親密さがうかがわれる。又、本文中の表には記さなかつたが、麦のこ、衣布なども送られてゐることなどから推測される。

(24) 妙顯寺は元弘三年（一三三三）五月十三日、大塔宮護良親王より三ヶ所に寺領をうけている。（『竜秘』一三五頁）

このうちの備中穂太庄が野山と比較的近く、（竹内理三『莊園分布図』下巻二七頁）註(3)の書状では野山よりの用途と年貢の請取を並記している点、「御寄進」の田畠という語から穂太庄よりの年貢かとも思われるが速断はできない。又、これとは別の寄進地からのものという可能性もある。

(25) 本文中に示した錢の送られる回数は、特に暦応元年に集中している。建武から暦応にかけては、足利尊氏が後醍醐天皇に反目した。その動乱で洛中はひどい有様で『書状』でもそれを伝えている。（『竜秘』三四頁、三五頁）この状況の中で頼れるものは大覚とその門下の山陽方面の法華宗だけであつた。（『竜秘』三四頁）更に後、大覚が寺主になつてからも寺領が寄進され「大夫」「播磨」両人がその年貢を京都に送る責任者であつた。（註(7)）又、六世日具は、野山に退穂したといい（仏祖統紀）その交渉が続いたことが示される。

(26) 朝廷、足利氏関係のものは、別表Iの如くである。

(27) 同書三五~六頁より取意

(28) 別表I(4)を参照

(29) 別表I(8)を参照

(30) 別表I(33)を参照

(31) 別表I(40)を参照
(32) 以上の状況を図示すれば次のようになる。

(33) 別表II
（天皇） 妙顯寺寺主
後光嚴天皇 …不明…大覚
後小松天皇 通源
後円融天皇 朗源

更に安堵状と理解される理由はこれら三天皇の論旨に「一宗之勤行」「代々勅願寺」「數代勅願」の語があるからである。以下その綸旨を列挙しておく。（後円融天皇の綸旨は本文中に示した。）

後光嚴天皇より朗源へ

御祈禱之事、専令致一宗之勤行、宜奉レ祈ニ四海之太平、

者、天氣執達如件

後小松天皇より通源へ

當寺已為數代勅願、且任ニ永和鳳詔、近日殊專ニ一宗之勤行、宜奉レ祈爾四海之安全者天氣如レ此、仍執達如レ件

(34) 同書一二九頁

(35) 『太平記』（『文学大系』三五卷一一三頁）には、「二月二日將軍曾地ヲ立て、摨津國ヘゾ越給ヒケル」とし、この

時に光嚴上皇の院宣を受けるべく薬師丸に命じている。九州への船上で院宣を受けた尊氏は大友氏泰に助を請うていて、(『大友文書』大日本史料六篇一三八七頁)この後六月十五日には光嚴上皇を奉じて入京し、東寺に入り建武の年号を復した。(『公卿補任』第二篇五六〇頁)

(35) 別表一(2)～(7)を参照。

(36) 別表一(12)(14)(15)、(19)～(23)、(26)(29)(32)を参照。

尚、(13)、(16)～(18)、(24)、(27)(28)の「散位」「沙弥」とあるものは『竜秘』では「武臣部」所収のものであるが、その内容は足利將軍家より妙顯寺へ祈禱の賞を下されたものと考えられるので、実際には、これらも含まれよう。

(37) 別表一(5)(14)(20)を参照。

(38) 別表一(32)を参照。その文面は次の如く。

天下靜謐祈禱事、任_二先例_一殊可レ被レ致_一精誠_一之状、如_レ件

(39) 『竜秘』五五頁

(40) 『竜秘』五六頁

(41) 同書七九丁から八二丁にかけて、『禁断日蓮義』の菩薩号に対する疑義とそれに対する反論として述べられているもの。日題はこの中で菩薩号の縁旨が存在したと主張し、比企谷日輪の「御札拝見仕候了、抑先師聖人贈官之事 縁旨案誠以貴寺之御面目(略)」(『竜秘』五〇頁)という書簡を引証している。日題はこの縁旨が荻の法華寺にあると記しているが、確認されていない。

(42) 国史大系『公卿補任』第二篇、六三七頁。「八月十七日(当今さ践祚。九月廿七日改元為文和(依代始也)今年八月八日やさ太上天皇於賀名王離宮御落飾」とあるから、六月は崇光天皇が在位中であった。

(43) 別表一(2)を参照。

(44) 『備中誌』は嘉永六年(一八五三)に編集を終え、明治三五年に刊行された。著者は不明。知名の諸氏の考説、社寺の文書、家譜伝記、紀行、日記をはじめ、地理歴史に係る事項を抽出している。原書は岡山県総社市、堀氏蔵(同書緒言)これは「大覺僧正伝」に記されたものである。同書三四六～五頁

(45) 『皇代曆』『建武三年以来記』(大日本史料六篇一四一～八頁)等によれば二月十日に還幸されている。

(46) 別表一(31)を参照。

(47) 別表一(19)を参照。十二月二十四日南軍が京都に攻め入り義詮は近江に敗走する。この時も妙顯寺は北朝に組している。

この後「乱入停止」の御教書(別表一(20))を受けていているのは、尊氏の例とあわせて、妙顯寺の北朝、將軍家に対する貢献を物語るといえよう。

(48) 同書一四〇～一頁。その理由として、大覺が三祖贈官の時に大僧正に昇ったことをふまえ、書簡の呼称、大覺自筆本尊の表記を中心して詳細に考証している。

(49) 別表一(2)～(27)を参照。